

令和6年度(2024年度)
豊中市指定介護保険サービス事業者等
集団指導
(居宅サービス・居宅介護支援・介護予防支援)

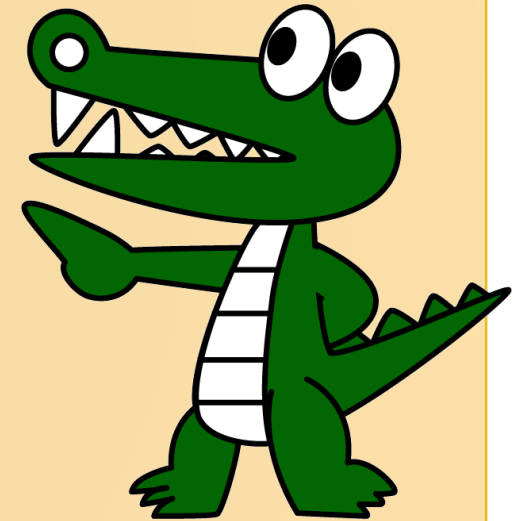
豊中市福祉部福祉指導監査課
高齢事業者係



はじめに

1. サービスの提供の記録
2. 領収証の交付・医療費控除
3. 個別計画の作成
4. 研修の機会の確保
5. **業務継続計画（BCP）の策定について**
6. 衛生管理等、感染症の予防及びまん延の防止のための措置
7. **虐待の防止**
8. 身体的拘束等の適正化

5. 7は減算が始まります！
ご注意ください！！



1. サービスの提供の記録

サービスの提供の記録には、実施した**具体的なサービスの内容**を記載すること

例えば...

- 提供した具体的なサービス内容
- 提供日、提供時間(実際にサービスを提供した時間)
- 利用者の心身状況
- その他必要な事項(誰がサービスを提供したか等)

請求の根拠となる資料



2. 領収証の交付・医療費控除

医療費控除の対象となるサービス (医療系サービス)	★(介護予防)訪問看護 ★(介護予防)訪問リハビリテーション ★(介護予防)居宅療養管理指導 ★(介護予防)通所リハビリテーション ★(介護予防)短期入所療養介護
医療系サービスと併せて利用する場合に、 医療費控除の対象となるサービス	※訪問介護(生活援助中心型を除く) ※(介護予防)訪問入浴介護 ※通所介護 ※(介護予防)短期入所生活介護

- 医療費控除となる利用者負担額(保険対象分)を記載した領収証を利用者に交付すること。
- (※)の利用料は**ケアプランに基づき、医療系サービスまたは医療保険の訪問看護と併せて利用している場合**、利用者負担が医療費控除の対象(生活援助中心型の訪問介護を除く)。



3. 個別計画の作成

- 利用者ごとに、個別計画は利用者の心身の状況、希望等を踏まえて、目標、具体的なサービスの内容を記載した個別計画を作成すること。
- 居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に沿った、個別計画書を作成すること。
- 利用者又はその家族に対し、説明し、同意を得て、利用者に交付すること。
- サービスの実施状況及び目標の達成状況を確認し、必要に応じて個別計画を見直すこと。

介護報酬は、個別計画に位置付けられた内容のサービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定することになっています。



4. 研修の機会の確保

- 年間研修計画を作成し、その計画に基づいて研修を実施すること。
- 研修を実施した際は研修の実施記録を作成・保管すること。
(記録する内容:実施日時、講師名、内容、参加者、使用したレジュメ等)
- 研修に参加できなかった従業員に対しては、研修の内容及び資料を周知すること。



5. 業務継続計画(BCP)の策定について

業務継続計画未策定減算

新

注意

- **全サービス対象** (居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く)

施設・居住系サービス	所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算
その他サービス	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

- 経過措置

訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、**令和7年3月31日までの間**、業務継続計画の策定を行っていない場合であっても、減算は適用されない。



5. 業務継続計画（BCP）の策定について

- 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。
- 業務継続計画について従業者へ周知し、研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施すること。
 - ※業務継続計画(感染について)の研修及び訓練は、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練と一体的に行って良い
- 業務継続計画について見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。



BCPに記載すべき項目について

感染について	自然災害について
A 平時からの備え (体制構築、整備、感染症防止に向けた取り組みの実施、備蓄品の確保等) B 初動対応 C 感染拡大防止体制の確立 (保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)	A 平常時の対応 (建物、設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) B 緊急時の対応 (業務継続計画発動基準、対応体制等) C 他施設及び地域との連携



参考

【ガイドライン、ひな形・様式集】

厚生労働省のHP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

【豊中市作成の参考動画、資料】

豊中市のHP

動画

<https://www.youtube.com/watch?v=qnzcmvKg-OA>

資料

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kenko/kaigo_hukushi/hojinshido/kaigo_jigyousha.files/gyoumuokeizokuokeikaku.pdf



業務継続計画未策定減算

- 感染症若しくは災害のいずれか、又は両方のBCPが未策定の場合、基本報酬から減算
- 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的な計画の策定」を行っている場合は、減算を適用しない

※サービスによって異なります。詳しくは、介護保険最新情報 Vol.1225「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(令和6年3月15日)の送付について」をご覧ください



6. 衛生管理等、感染症の予防及びまん延の防止のための措置

1. 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
2. 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
3. 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。



感染対策を検討する委員会について

■ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

- 感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましい。
- 委員会を開催した際は、議事録を作成し、従業者に周知すること。

■ 構成メンバー

- 責任及び役割分担の明確化
- 専任の感染対策を担当する者を配置すること。

■ 開催回数

- 利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね**6月に1回以上**開催すること。
- 必要に応じて随時開催すること。(感染症が流行する時期等)

■ 関係機関との連携等

- 日頃から保健所等の報告を行う機関のほかに、気軽に感染対策について相談できる事業所間での連携体制を構築していること。



感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

平常時の対策

- ・事業所、施設内の衛生管理（環境の整備等）
- ・ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等

発生時の対応

- ・発生状況の把握
- ・感染拡大防止
- ・医療機関や保健所、市における関連機関との連携、行政への報告等
- ・事業所内の連絡体制の整備、明確化



感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

（研修）

- ・感染対策の基礎的内容等の知識を普及・啓発するとともに、事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行う
- ・年1回以上の実施 ・記録が必要

（訓練）

- ・実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練を年1回以上実施
- ・発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、役割分担の確認やケアの演習などを実施する
- ・実施手法は問わない（机上訓練を含めることも可能）
- ・机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせ実施すること

＜参考＞厚生労働省老健局令和5年9月
「介護現場における感染対策の手引き（第3版）」



令和6年
4月新設

注意

7. 虐待の防止

高齢者虐待防止措置未実施減算

- 虐待の発生又はその再発を防止するための措置①～④を講じていない場合、基本報酬を減算する。(所定単位数の100分の1に相当する単位数)
 - ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ② 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ③ 虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
 - ④ 虐待の防止にかかる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 対象は、**全てのサービス**(居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く)
- 福祉用具貸与は3年間の経過措置あり



虐待の発生又はその再発を防止するための措置①

- 虐待防止のための対策を検討する**委員会(虐待防止検討委員会)**を**定期的**に開催すること。
- **委員会の結果**(事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等)について、従業員に**周知**すること。

【虐待防止検討委員会について】

- ・ 管理者を含む幅広い職種で構成する。
- ・ 虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。
- ・ 他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

【虐待防止検討委員会での検討事項】

- ・ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ・ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ・ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ・ 虐待等について、従業員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ・ 従業員が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ・ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ・ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること



虐待の発生又はその再発を防止するための措置②

- 事業所における虐待防止のための**指針**を整備すること。

【虐待の防止のための指針に盛り込む項目】

- ・ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ・ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ・ 虐待の防止に関する職員研修に関する基本方針
- ・ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ・ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ・ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ・ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- ・ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- ・ その他虐待の防止の推進のために必要な事項



虐待の発生又はその再発を防止するための措置③

- 従業者に対し、虐待防止のための**研修**を実施すること。

【虐待防止のための研修について】

- ・内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するもの。
- ・指針に基づいた研修プログラムを作成する。
- ・年に1回以上(特定施設入居者生活介護は年に2回以上)研修を実施する。
- ・新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施する。
- ・研修の実施内容について記録する。



虐待の発生又はその再発を防止するための措置④

- 虐待防止のための措置を適切に実施するための**担当者**を置くこと。

【担当者について】

- 虐待の防止①～③の措置を適切に実施するため、専任の担当者を置く。
- 担当者は、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

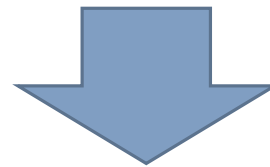


令和6年
4月新設



8. 身体的拘束等の適正化

- 訪問系サービス ・居宅介護支援
 - 福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売
- 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。



やむを得ず行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録する。



電子申込システム
で必要事項の回答
をお願いします

ご清聴ありがとうございました。

